

禁煙のチャンス到来！

共済時報No.559（令和3年5月28日発行）
横浜市職員共済組合 医療福祉課福祉事業係
電話671-3400 FAX641-0915
<http://www.yokohama-kyosai.or.jp/>

禁煙外来治療費助成事業 令和3年度も実施します！

横浜市職員共済組合は、受動喫煙の防止を一層進めることを

目的として、禁煙を強力に応援します！

健康保険適用の禁煙外来治療の自己負担分を

「 全 額 」 助成します！！

※助成の対象となる自己負担額は、治療の内容により、およそ13,000円～19,000円になります。但し、**初診日が令和2年3月31日以前の場合は助成の対象外です！**

1 対象となる人

組合員（任意継続組合員を除く）

2 助成金額

保険適用禁煙外来治療にかかる自己負担分の全額



3 対象となる治療

初診日が、令和2年4月1日から令和4年3月31日となる治療（初診を含め5回分）です。**※初診日が令和2年3月31日以前の場合は助成の対象になりません！**

4 申請方法

YCAN内の共済組合WEBサイト又は、共済WEBサイト(<http://yokohama-kyosai.or.jp>)申請書類一覧にある「禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書（様式1）」の組合員記載欄に記入の上、必要書類（各種領収書・明細書）の写しを添付し、共済組合に申請してください。

（※申請書を提出するときは、職員共済組合（671-3400）に必ず電話で発送の連絡をしてください。）

5 その他

助成金を受けることができるのは組合員期間中一人1回のみです。

治療中に禁煙に成功して、途中で治療を切り上げても、それまでにかかった自己負担分を支給します。